

令和5年度ATを活用した北海道観光の高付加価値化推進事業
「スルーガイド人材育成事業」の企画提案を公募します(再公示)

平素より当機構事業につきましてご理解とご協力を賜り心より感謝申し上げます。

当機構では、来る9月に北海道で開催されるアドベンチャートラベル・ワールドサミット及びその後のアドベンチャートラベル（以下「AT」という。）の北海道内での発展に向け、商品造成や受入体制整備事業に取り組んでいるところでありますが、当事業では、AT商品において重要な役割を担うスルーガイド等の育成を目的とし、下記のとおり企画提案を募集いたします。

記

1. 事業名

令和5年度ATを活用した北海道観光の高付加価値化推進事業
「スルーガイド人材育成事業」

2. 事業目的

アドベンチャートラベル・トレード・アソシエーション（ATTA）が示すアドベンチャートラベル・ガイドスタンダード（ATGS）のコア・コンピタンスのうち「安全管理」、「自然・歴史・文化」、「顧客・グループ」の3分野に関する研修を実施し、道内のATガイド、通訳案内士、旅行事業者等の関係者及び各地域ATにおけるスルーガイドの知見等、これまでの取り組みや現状を共有する。これにより、ATにおけるスルーガイドの役割、ATコンテンツの理解促進、ATガイド及び関係者とのネットワーク化を通じスルーガイドとしての知識や技能の向上を図り、道内におけるガイド人材等の育成を目指す。

3. 応募方法

募集要領を読み、期限までに必要書類をご提出ください。

4. 今後のスケジュール（予定）

8月15日（火）公示

8月22日（火）企画提案の参加表明期限

8月30日（水）企画提案書の提出期限

9月上旬 審査会（ヒアリング審査）の実施（予定）

9月中旬 委託事業者決定、契約締結、事業の実施

5. 問合せ先

札幌市中央区北3条西6丁目 道庁9階

北海道経済部観光局観光振興課内

公益社団法人 北海道観光振興機構

AT推進部 堀田 彰

Email ak_horita@visithkd.or.jp

TEL 011-206-6951

以上

令和5年度 AT を活用した北海道観光の高付加価値化推進事業
「スルーガイド人材育成事業」
企画提案募集要領（企画提案指示書）

1. 事業目的

アドベンチャートラベル・トレード・アソシエーション（ATTA）が示すアドベンチャートラベル・ガイドスタンダード（ATGS）のコア・コンピタンスのうち「安全管理」、「自然・歴史・文化」、「顧客・グループ」の3分野に関する研修を実施し、道内のATガイド、通訳案内士、旅行事業者等の関係者及び各地域ATにおけるスルーガイドの知見等、これまでの取り組みや現状を共有する。これにより、ATにおけるスルーガイドの役割、ATコンテンツの理解促進、及び関係者とのネットワーク化を通じスルーガイドの知識や技能の向上を図り、道内におけるスルーガイド人材等の育成を目指す。

2. 事業実施主体及び事業実施方法

公益社団法人北海道観光振興機構（以下「観光機構」という。）が主体となり、民間企業等に委託して実施する。

3. 企画提案応募条件等

単体企業等又は複数企業等による連合体（以下「コンソーシアム」という。）とし、単体企業等及びコンソーシアムの構成員は、次のいずれにも該当すること

- (1) 道内に本・支店等を有する次のいずれかの者であること。ただし、コンソーシアムの場合、構成員のうち1者以上が道内に本・支店等を有する場合は可とする（なお、コンソーシアムの場合には、別紙協定書の写しを提出すること）。
 - ① 民間企業
 - ② 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人
 - ③ その他の法人、又は法人以外の団体等
- (2) コンソーシアムの構成員が単独企業又は他のコンソーシアムの構成員として、この企画提案に参加する者でないこと
- (3) 提案事項を的確に実施し、成果物の品質管理能力を有する者であること
- (4) 観光機構が必要と判断する際に、観光機構にて業務打合せを行える人員・業務実施体制を取ることができる者であること
- (5) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること

4. 契約方法等

公募型プロポーザル方式（価格考慮型）による随意契約

※企画提案内容に加えて価格についても審査基準の要素とする。

5. 委託事業費（上限）

6,500,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

6. 委託期間及び業務スケジュール

(1) 委託期間：契約締結日から令和6年2月29日（木）まで

(2) 業務スケジュール

8月15日（火）公示

8月22日（火）企画提案の参加表明期限

8月30日（水）企画提案書の提出期限

9月上旬 審査会（ヒアリング審査）の実施（予定）

9月中旬 委託事業者決定、契約締結、事業の実施

7. 業務委託内容(企画提案事項)

(1) スルーガイド研修会の実施

① 実施場所・期間・時期

(ア) 場所: ④ 実地研修に適した地域

(イ) 期間: 2泊3日

(ウ) 時期: 令和5年10月～令和6年2月までに2回実施

② 参加対象

AT ツアーに同行経験のあるガイド、通訳案内士、添乗員、観光事業者、
または、AT ツアーに関連がある実務経験者。

定員は各回8～10名程度とする。

③ 座学研修会(研修初日に実施)の企画提案

(ア) ATGSによるコア・コンピタンス3分野の内「安全管理」、「自然・歴史・文化」、
「顧客・グループ」に関する研修を実施し、内容共有ができるものとする。

(イ) 北海道におけるATガイド業務についての理解が深まる内容とする。

(ウ) 専門家の招聘

研修会講師として、ATの知見を有しATに精通した外国人専門家を招聘すること。

④ 実地研修の企画提案

③の座学研修後に実施。

(ア) 実地研修については、各回1種類以上のアクティビティを含めること。

(イ) 研修参加者のうちテスト受験を希望する者に対して評価者2名による評価(道が令和4年度に実施した「アドベンチャートラベルに対応した新しいガイド制度構築に向けた調査検討・トライアル事業」(以下「トライアル事業」)で作成したチェックシートを活用すること)。

(ウ) 実地研修後の意見交換会を都度実施すること。

(エ) 専門家の招聘

アドバイザーとして、ATの知見を有しATに精通した外国人専門家を招聘し、実地研修時及び意見交換時に意見を聴取すること。

⑤ その他

観光機構と協議の上、実施内容・場所・時期を決定すること。

(2) スルーガイド研修におけるノウハウの蓄積

ATGSによるコア・コンピタンスのうち3分野(安全管理、自然・歴史・文化、顧客・グループ)の研修で活用できるテキストの作成。

※令和4年度トライアル事業のテキストを参考とすること

(3) 地域及び事業者への協力依頼

可能な限り地域の関係者や事業者の協力(プレスリリースによる無料パブリシティ等)を得ることにより、委託事業費と同額程度の現物協賛の獲得に努めること。

(4) その他

上記以外に、スルーガイド座学研修会及び実地研修会の充実を図る提案があれば盛り込むこと。また、企画提案にあたっては、北海道観光審議会が令和4年度9月に答申した「アドベンチャートラベルに対応した新しいガイド制度の創設について」のP19の内容を踏まえること。

※参考ページ(下記URL)

https://www.pref.hokkaido.lg.jp/fs/8/9/3/4/4/9/7/_/shiryo2b.pdf

(5) 上記(1)～(4)の業務遂行にかかる計画の策定

(6) 上記(1)～(4)の業務にかかる進行管

(7) 事業実績報告及び成果物の提出

① 事業実績報告書 紙媒体3部及び電子データ

② 成果物 スルーガイド座学研修会、実地研修会の報告書

紙媒体3部及び電子データ

8. 参加表明

企画提案提出前に、次のとおり参加表明を行うこと。

- (1) 表明期限 令和5年8月22日(火) 16:00
- (2) 提出方法 メール(書式は問いません)
- (3) 提出場所 AT推進部 堀田彰 ak_horita@visithkd.or.jp

9. 企画提案書の提出

(1) 提出書類

① 企画提案書

上記「7. 業務委託内容(企画提案事項)」に係る企画提案事項を記載すること。
審査上、具体的な企業名・氏名が分からないように作成すること。

② 企画提案事項の総括表

各提案事項を簡潔にまとめたものとする(A4用紙1枚程度)。

③ 実施スケジュール(企画提案が採択された後、業務処理計画書として再提出する)

執行体制について分かりやすいように詳細に記載すること。

④ 事業実績

会社等の業務内容及び本事業に類似した業務実績について記載すること。

⑤ 業務実施体制

当該業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制のほか、協力会社等を具体的に記載すること。

⑥ コンソーシアム協定書の写し

コンソーシアムで企画提案する場合に提出すること(定型書式は別添のとおり)

⑦ 見積書(参考見積り)

- ・ 押印不要(企画提案が採択された後、押印付の本見積書を再提出する)
- ・ 再委託がある場合は、該当する経費項目を明確にすること

(2) 規格及び部数

A4判 5部(社名あり1部、社名なし4部)

(3) 提出方法

提出場所に持参または郵送(提出期限必着)すること。FAX、メールでの提出は不可。

(4) 提出期限

令和5年8月30日(水) 16:00(厳守)

(5) 提出場所

札幌市中央区北3条西6丁目 道庁9階
北海道経済部観光局観光振興課内
(公社)北海道観光振興機構 AT推進部
担当:堀田 彰 TEL 011-206-6951

10. 選定基準

(1) 業務遂行能力

北海道観光等の実情に精通し、業務を遂行するにあたっての実施体制が確保され、遂行能力があると判断できるか。

(2) 企画提案の目的適合性

- ・ 指示内容が十分理解されているか。
- ・ 協力体制など人的ネットワークが確保されているか。
- ・ 効果的な事業内容となっているか。

(3) 実現性

事業の組み立てに具体性があり、実現可能な提案になっているか。

(4) 経済合理性

費用対効果が高い提案になっているか。

11. 応募上の留意事項

(1) 企画提案は、1社1提案とする。

(2) 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(3) 出された企画提案書は返却しない。

- (4) 参加表明書の提出があっても、企画提案書を期日までに提出しない場合は、企画提案に参加の意思がないものとみなす。なお、参加表明書の提出後に不参加を決定した場合は、企画提案書の提出期日までに事業担当に連絡すること。
- (5) 提出された企画提案について、ヒアリング審査を行う。
- (6) 企画提案を提出する事業者が4社以上の場合は書面審査を行い、原則、上位3社をヒアリングの対象とする。
- (7) ヒアリングの日時及び場所は、別途連絡する。
- (8) ヒアリングに参加できなかった場合は、棄権とみなす。
- (9) ヒアリング時の追加資料の配付については認めない。
- (10) アリリングはZoomでの参加を可とする。
- (11) 企画提案の採否については文書で通知する。

12. 著作権等の取扱

- (1) 成果品などの構成素材等、当該事業実施の際に発生した著作権は観光機構に帰属するものとする。
- (2) 成果品および構成素材に係る知的財産等ウェブサイト等への掲載が見込まれることから、成果品および構成素材に含まれる第三者の著作権およびその他の権利に抵触することがないように十分に配慮すること。

13. 委託契約に関する基礎的事項・留意事項

受託者と結ぶ契約については、次の事項を基本とする。

- (1) 採択された提案内容は、観光機構と協議の上、修正する場合がある。
- (2) 事業の運営について、その都度、事務局と協議すること。

14. 再委託について

再委託の予定（下記②の業務に限る）がある場合は、見積書（参考見積り）及び本見積書に再委託先の事業者名、住所、金額、再委託する業務範囲を記載すること。

また、再委託を行う際には、予め観光機構の承諾を得る必要がある（契約締結後、別添定型書式による「再委託の承諾申出書」を提出する）。観光機構の承諾を要する再委託の範囲は、次の区分における②を言う。

- ①「業務の主たる部分」（業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）については、再委託を行うことはできない。
- ②「業務の主たる部分」及び「軽微な業務」を除く業務については、再委託に際し、観光機構の承諾を要する。
- ③「軽微な業務」（コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等）については、再委託に際し、観光機構の承諾を要さない。

15. 事業問合せ先

札幌市中央区北3条西6丁目 道庁9階
北海道経済部観光局観光振興課内
公益社団法人 北海道観光振興機構
AT推進部 堀田 彰
ak_horita@visithkd.or.jp
TEL 011-206-6951

以上